

Renaissance

2021.1

明けましておめでとうございます。

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.53



撮影:T. Ito

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男	弁護士 西尾 進	弁護士 尾関栄作	弁護士 檀浦 康仁	弁護士 勝又 敬介	弁護士 木村 環樹
弁護士 渡邊健司	弁護士 上緯幹也	弁護士 水野憲幸	弁護士 森下 達	弁護士 奥村典子	弁護士 小宮 仁
弁護士 遠藤悠介	弁護士 加藤耕輔	弁護士 横井優太	弁護士 長江昂紀	弁護士 服部文哉	弁護士 米山健太
弁護士 中内良枝	弁護士 居石孝男	弁護士 田村祐希子	弁護士 深尾 至	弁護士 佐藤康平	弁護士 安井孝樹記
弁護士 加藤純介	弁護士 黒岩将史	弁護士 牧村拓樹	弁護士 岩田雅男	弁護士 田中隼輝	弁護士 丸山浩平
弁護士 池戸友有子	弁護士 小出麻緒	弁護士 長沼寛之	弁護士 西村綾菜	弁護士 中村 展	弁護士 石井健一郎
弁護士 松山光樹	弁護士 松山光樹	弁護士 鈴木智大	弁護士 浅野桂市	弁護士 加藤怜樹	税理士 大橋由美子
税理士 大橋信義	税理士 萩野直樹	司法書士 日下部敬太	社会保険 労務士 小木曾裕子	社会保険 労務士 大内直子	行政書士 山崎千枝

明けましておめでとうございます。

本年の皆様のご健勝を御祈念申し上げます。

① ウィズコロナ

昨年は一年中コロナに振り回された年でした。日本中、いや世界中がコロナの影響を受けた年でした。ルネサンスの読者の皆さんもおそらくコロナ禍の未体験ゾーンに悩まされたことでしょう。もちろん愛知総合法律事務所も例外にもれず悪戦苦闘でした。しかし、コロナ感染者がでて事務所を閉鎖するというような心配していた事態にならなかつたことは不幸中の幸いでした。今後も緊張感をもつてコロナ対応をしていかなければならぬと考えています。

働き方改革ができました。在宅勤務も経験できました。それに必要な機器もそろいました。弁護士は何時でも在宅勤務ができる体制が整いました。残業ゼロ運動が進みました。時短勤務も経験しました。丸の内本部と支所の遠隔支援の体制が整いました。これは今後支所の全国展開におおきな武器になります。

法律相談や事件の打合もウェブ会議で行えることが確認され実践し

ています。事務所で月一回行っている実務研究会、判例研究会、チーム会議等はほぼすべてテレビ会議システムで行っています。事務所でのマスクの着用、手指の消毒の徹底、換気、相談室の消毒、相談室の対面相談の場

合のクリア板による遮蔽等で今年はインフルエンザにかかる人が少なくなるのではないかと期待しています。

③ 危機をチャンスに変える 攻めの経営——全国展開——

ウイズコロナです。コロナと共生しながら力強く前進しなければなりません。

丘事務所、津事務所と二つの事務所を開設することが出来ました。支所の全国展開に向けて、大きな一步を踏み出しました。今年も力強く全国展開を続けたいと考えています。そのための人材の確保は喫緊の課題です。コロナ禍だからこそ危機をチャンスに変えていくために攻めの経営が求められています。

④ 書 著

当事務所の弁護士が共同執筆した本でアマゾンの出版ランキングで位になつたこともある「Q&A交通事故加害者の賠償実務——被害者から過剰請求対応——」の改訂版を出版します。平成二十九年一月に初版を発行しました。その後大規模な改訂も出ましたので改訂版を出す

代表弁護士
村上 文男



⑤ 前 述

今年もコロナ禍で厳しい社会状況が予想されます。コロナ禍での厳しい年を事務所理念である「依頼者のために」をモットーに前進して乗り切つていきたいです。

本年も読者の皆さんとともに前進してまいりたいと願っています。

オータムクラーク

共同代表弁護士 横井優太



当事務所では、平成24年から毎年、司法試験を受験された方を対象として、サマークラーク（夏期休暇中の短期間の研修）を実施しております。例年8月に実施しているのですが、令和2年は司法試験が5月から8月に延期されたため、10月から11月に実施することにし、名称を「オータムクラーク」に改めました。Zoomを用いた採用面接や、ソーシャルディスタンスを確保した研修など、ウィズコロナの時代に合わせた取り組みを行いました。

書類選考・採用面接を経て採用されたサマークラーク生には、5日間の研修期間中、判例文献調査、書面のドラフト作成はもちろんのこと、法律相談への同席、裁判期日の傍聴、事件記録を用いた共通課題など多様な体験をしていただいております。

サマークラークの企画・運営に携わるのは、主に入所1年目の新人弁護士です。忙しいパートナー弁護士に代わって「裏方」を担うというのが当初の位置付けだったのですが、今では面接から研修期間中のフォロー、共通課題の作成・採点に至るまで、新人弁護士が自分たちの裁量でサマークラークを実施しています。依頼を受けた事件と並行してサマークラーク生の指導を行うのは大変ですが、普段の業務の中では得られない気付きがあるようです。

令和3年は初年度から数えて10回目のサマークラークを実施します。これまでに培ったノウハウを更に進化させて素晴らしいサマークラークにしたいと思います。

病院勤務が始まります

弁護士 黒岩将史



令和2年11月1日より、大学病院に出向し勤務することとなりました。

2012年から弊所所属弁護士が大学病院に出向するようになり8年が経ち、出向者は私で4人目となりました。

大学病院では、医療事故、苦情対応、裁判所や警察署等の各機関からの問合せ、労務問題等、大学病院内での様々な問題に対応することとなります。これまで経験してきた弁護士業務では、依頼者個人の利益の実現を主な目的としてまいりましたが、今後は特定の個人の利益の実現だけでなく、病院、医師、患者等医療に関係する方々全体の利益も見通して対応することが求められるようになります。

また、出向先では、上記の業務の他にも、講師として医学部生に対する法学の講義を行うことと

なります。出向前より、講義の一部を担当しておりますが、これまで人に教えるという経験に乏しかったことから、難解な法律用語や法的な考え方を分かりやすく人に教えることの難しさを痛感しております。わかりやすく人に伝えるということは講義に限ったことではなく、病院内での日々の業務でも求められるところとなりますので、講師としての経験も病院内での業務に活かすことができるよう励みたいと考えております。

病院勤務を通じて医療安全に携わることの責任の重さに身の引き締まる思いですが、これまでの弁護士業務での経験やノウハウを活かしつつ、病院内での日々の業務の中で研鑽を積みながら、医療関係者の方々の様々なニーズに応えられるよう尽力いたします。

今後の愛知総合の歩みについて

歩みについて

弁護士 安井孝佑記



1はじめに

岡崎事務所所長の弁護士安井孝佑記です。

ルネサンスでは、久しぶりに記事を書かせていただきます。

さて、簡単に自己紹介させていただきますと、私は弊所に入所後、丸の内本部事務所、新瑞橋事務所、再び丸の内本部事務所にて執務をした後、岡崎事務所にて執務をした後、岡崎事務所の開設と同時に岡崎事務所にて所長として赴任いたしました。

令和二年十月現在、岡崎事務所は弁護士二名・事務局三名の計五名の所員にて日々業務にあたっております。

さて、本記事においては、弊所の今後の歩みについて紹介させていただきます。

このような記事を書くにいたった理由としては、本年度に弊所は東京自由が丘事務所を開設いたしました。

これまで、愛知県に隣接する県に開所する」とはありましたが、「これを越える距離の事務所の開設は初となります。

これは踏まえた弊所の意向については、本誌の弊所代表村上

具体的な、今後の支所展開に向けた弊所の考え方についてお伝えさせていただきます。

なお、以下の内容は私だけで考えたものではなく、執行部を含めた弊所弁護士の方々が共通の認識を持っているものを代表してご紹介させていただいたものです。

2現在の愛知総合の立ち位置

令和二年十月現在、弊所の在籍弁護士数は三十八人となっており、「これは全国でみても三十二番目に」位置づけられています。(参考: ジュリナビ <https://www.jurinavi.com/market/jimusho/ranking/?id=245>)

もちろん、弁護士の人数だけが法律事務所の価値を決めるものではありませんが、渉外法務を扱う大規模事務所ではなく、いわゆる市民系事務所に限ってみると、弊所ほどの規模の事務所は全国でみてもそう多くはありません。

そして、弊所が愛知県を中心とした支所の開設に伴つて、東海地方の皆様に幅広く弊所のリーガルサービスをお届けできていません。

そして、弊所が愛知県を中心とした支所の開設に伴つて、東海地方の皆様に幅広く弊所のリーガルサービスをお届けできていません。

ると自負しております。

そして、弊所のリーガルサービスについて、東海地方以外の地域の皆様にも提供させていただきたまに、支所を開設を計画いたぐ、今後の支所展開を計画していく所存です。

ただし、たとえ単に支所を開設するのではなく、以下の観点から支所開設を検討しております。

3顧客のために

法律事務所の業務は、依頼者がいらっしゃらなければ成り立ちません。

これまで、弊所は愛知県の中でも弁護士が少ない地域に支店を出店してその地域の皆様に上質なリーガルサービスを提供してまいりました。

そして、法律人口の増加によって愛知県の様々な地域に法律事務所が開設するようになり、多くの人々に弁護士がアクセスされるようになりました。

しかし、愛知県以外にはまだ弁護士がアクセスできない地域は多くいます。このため、弊所としては愛知県を含めた東海地方以外の皆様にも上質なリーガルサービスを提供で

す、今回は、浜松事務所開所の際の、苦労話などについて記事を書かせていただきます。

浜松事務所は、令和元年九月一日(月)より、静岡県浜松市において当事務所の十二番目の支所として開設されました。その時点までは、愛知県外は、岐阜県と三重県に支所を開設しておりましたが、静岡県方面には、支所の開設がながつたので、浜松へ所長としていくべき決まりたときは、果たして、浜松でうまくいくだろつかと少しばかり不安がありました。

不安な中、開所準備を進めていくなかで、テナント探しは非常に悩みました。浜松という地でどこに事務所を構えるのがいいのか検討を重ねた四〇日出があります。最終的には、気軽に法律相談に来ていただけるように、相談者のアクセスの良さを考え、テナントを決めました。弁護士へのアクセス障害をなくそうという当事務所の理念に基づくものです。

九月一日の開所初日のこととは、今でも鮮明に覚えてあります。果たして、相談の電話は鳴るのだろうかとどきどきしながら、開所初日を迎えた。ありがたいことに、開所初日から相談の電話が来ましたし、その後も、徐々に相談の電話が増えていき、浜松事務所開所を任された私として、一安心しました。開所後、現在に至るまで、多くのお客様にご相談いただいているので、浜松における弁護士へのアクセス障害をなくすことであれに立てると思います。

浜松事務所は、開所からこれまで順調に来てあります。これからも、気軽に法律相談ができる事務所として、浜松に寄り添って、やっていけたらと思っております。

弁護士法人愛知総合法律事務所
浜松事務所

弁護士 牧村拓樹



浜松事務所開所を振り返って

きるよう、支所展開を検討してまいります。

さりに、幸いにもこれまでお付き合いさせていただいた依頼者及び顧問企業の皆様の多くは、愛知県を中心に活動されていましたが、從前から他の地域にも事業所を設けられている企業も少なくありません。また、企業の成長に伴い東海地方以外に進出されるようになりました。

それにもかかわらず、弊所が東海地方にしか支所がないことから、「これ以外の地域について対応できない」ともありました。このことから、これまでお付き合いさせていただいている依頼者及び顧問企業が「活躍されている地域において、弊所も支所を開設する」とて顧客に寄り添つていきたないと考えております。

なお、このコロナ禍において、ウェーブ会議等が急速に普及して、物理的な距離の近接性の価値が下がったとも考えられますが、ウェーブ会議等のツールはあくまで一つの手段であり、直接のコミュニケーションの重要性が下がるものではないと思いますので、今後も依頼者の方たちがいらっしゃる限り、その地域への支所の開設は可能な限り検討していくたいと考えております。

4 社会のために

人権擁護と社会正義の実現は、

弁護士の使命とされています。

弊所代表の村上弁護士は、平成十九年に愛知県弁護士会会長・日弁連副会長に就任しており、事務所としても弁護士会の会務活動等について力を入れています。

これは、今後東海地方の支所を開設した際にも、弊所はその地域の弁護士会活動に協力していく所存です。

5 所員の幸せのために

支店を新たに開設すれば、そこには弁護士だけでなく、事務局員も赴任することになります。支店を開設・運営するには弁護士の力だけでは不可能です。

これまで、東海地方のみの支店開設であれば、愛知県内在住の所員のみで事務所を運営することは可能でしたが、今後は従来どおりでは限界があります。このため、支所開設を行う際には事務所・弁護士だけの都合ではなく、事務局員の生活を考えて検討します。

6 進化主義

昨今、裁判において、ついにウエーブ会議が導入されることとなりました。現状はまだ正式な裁判期日が事務所の席に座ったまま実施されています。「」のような状態は、業界全体として少し前まで想像できな

かつたものです。

このように、弁護士業界だけでも大きな変革が起きているものであります。弁護士業界以外はさらなるスピードで変化をしています。

愛知総合は「」のような変革の時期に、「これまでの常識にとらわれず、ダイナミックな支所展開を検討してまいります。

はじめに

弁護士法人愛知総合法律事務所
東京自由が丘事務所
井澤士田村祐希子



7 スピード・スピード・スピード

前述のとおり、弊所の支店の数(令和二年十月時点で、十三箇所)は、全国でみてもトップレベルに位置づけられています。「」とからも、「これまでの支所開設によって得られたノウハウは全国でみても随一のものと自信しております。

弊所の「」のノウハウを生かし、支店開設を決めた際には、顧客のため、所員のため、社会のために迅速に支店開設を行います。

・コロナ禍での開所準備

開所準備は新型コロナウイルスの猛威との闘いでした。内装工事に着手する前日に緊急事態宣言が出され、工事請負契約は一時白紙に戻りかけました。

また、弁護士会の業務が停止し、第二東京弁護士会への入会が間に合わず、最終的には開所日も遅らざることになりました。

その他にも、開所までには「」では語り切れないほど困難がつきまといました。

・「女性弁護士ならでは」を目指して

東京自由が丘事務所は事務所史上初めて、女性弁護士が指揮をとります。
住居街に根ざした法律事務所だからこそ、女性ならではのきめ細やかな視点で皆様の悩みに少しでも寄り添えるよう努めています。

・全国展開のその先へ

これからも弊所は社会の変化を敏感にとらえながら、進化を続けます。東京自由が丘事務所開所はその一歩に過ぎません。今後とも、愛知総合法律事務所を何卒よろしくお願い申し上げます。

東京自由が丘事務所を開所を振り返って

国展開第二号店として開所いたしました。そこで、この場を借りて、開所経緯等をお話させていただきます。

・東京都世田谷区に開所を決めた理由

東京自由が丘事務所は、様々な挑戦と改革を経て全

国展開第二号店として開所いたしました。そこで、この場を借りて、開所経緯等をお話させていただきます。

デジタル通貨について考える

最近、フェイスブックの「リップル」や中国の「デジタル人民元」、EUの「デジタルユーロ」などデジタル通貨に関するニュースをよく見ます。

今まで世間をにぎわせてきた「ビットコイン」や「リップル」などのいわゆる仮想通貨と異なる点としては、これらのデジタル通貨は、中央銀行の信用力を背景にしたものということです（「リップル」は民間企業であるフェイスブックによって開発されているのですが、ドルや円などを「通貨バスケット」にして信用を裏付けするとされています）。したがいまして、仮想通貨は投機やリスク分散などの目的で主に取引されていましたが、デジタル通貨は外国為替相場と連動するため、そのような目的には向いておらず、主に決済のために使われる可能性が高いと考えられます（需要圧力が高まり、その通貨価値が上がることはあるかもしれません）。

そのように考えた場合、日本で生活し、外国通貨で決済することがほとんどない方の場合、注目して

弁護士 丸山 浩平



おくべきなのは「デジタル人民元」や「デジタルユーロ」などの外国の中央銀行が発行する「中央銀行デジタル通貨」（CBDC）ではなく、民間企業が発行する「リップル」などの「民間デジタル通貨」なのかもしれません。「民間デジタル通貨」の場合、決済の規模が極めて大きくなることが考えられ、日本国内でも使われるようになる可能性があるからです。

もっとも、「民間デジタル通貨」については、発行主体の適切な運営が確保されているか、発行主体が取得しうる一般利用者の個別決済に関する情報が適切に管理されているかをよく検討されてから手を出したほうがトラブルの未然防止に資すると考えます。

デジタル通貨は議論が始まったばかりですが、今後の動向を予測するのは困難です。しかし、いずれは当たり前の存在になる可能性がありますので、今から注目したいと思います。

外国の方が当事者となる場合の法律

昨今はコロナウイルスが世間を騒がせており、入国規制により日本への留学生の数が減少する見込みのようです。それまでは毎年日本への留学生は増加傾向が続いており、コロナ禍前の2019年には約30万人に達しました。

そうすると、昨今少しずつ増えているのが、外国の方が関わる法律相談です。私もこれまでに何度か外国の方から結婚・離婚に関わる相談を受けることがあります。

このようなときに発生するのが、そもそもどの国の法律が適用されるかという問題です。

例えば、外国の方が日本人と国際結婚をするような場合にはどうでしょうか。

日本に住んでいる日本人同士が結婚するのであれば、日本の法律（民法）が適用されることに何の疑いもありませんが、国際結婚の場合には当然日本の法律が適用されるわけではありません。

まず、登場人物に外国の方が出てくる場合、そもそも

弁護士 田中 隼輝



どこの国の法律を適用するのかを定める法律が存在します。それが通則法という法律です。

その上で、この法律には、結婚に関し「婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。」というものが存在します。これはどういうことかというと、結婚する当事者にはそれぞれが国籍を有する国の法律が適用されることを意味します。

例えば、日本で日本人の女性（16歳）とX国の男性（20歳）が結婚する場合、日本人の女性には日本の民法が、X国の男性にはX国の民法が適用されることになります。

しかし、仮にX国が22歳以上を婚姻適齢と定めている場合、上の事例の2人の結婚は有効とはなりません。

日本法は男性の婚姻適齢を18歳と定めますので、当然日本法のみが適用されるのであれば結婚は有効となります。しかし、実はそうではないのです。

登場人物に外国の方が出てくるような場合には、まずは日本の法律が適用されるのかというところから検討する必要があります。



弁護士 服部文哉

成年後見制度を知ろう！

新型コロナウイルスの影響により、遠方のご家族となかなか会えないことでご家族を心配された方もいらっしゃるのではないでしょうか。

特にご年配のご家族がいらっしゃる方の場合には、帰省によりご様子を確認できない方も多いと思います。今回は、「成年後見制度」についてご説明をいたします。

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、意思能力が十分ではない人を補佐するために設けられた制度です。

成年後見制度には、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つがあります。

法定後見制度では、後見が必要な方のために周囲の方が後見人の選任を申し立て、診断書等に基づいた判断能力の程度を考慮し「後見」「保佐」「補助」の3つの区分のいずれかにあたるか裁判所が判断し、当事者

はそれに応じたサポートを受けることになります。サポート内容は法律で決められており、裁判所の手続を経て決定されます。

一方、「任意後見制度」は、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ後見人を選んでおくもので、判断能力が十分なうちに本人が後見人を選び公正証書により契約を締結します。

法定後見制度を利用する目的は？

法定後見制度の申立てが必要になる理由として最も多いのは、預貯金の管理、解約です。意思能力の低下にともない金融機関に行くことが困難になってきた場合、後見人等が代わりに金融機関に出向きます。また複数の金融機関をお持ちである場合には口座を一元化してい

きます。

その他、介護保険契約の締結、介護認定や入院手続などの身上監護を目的とする場合や、不動産処分のために利用する場合、相続手続のためにご利用される場合もあります。

任意後見制度を利用する目的は？

任意後見制度は、将来の判断能力が不十分になった場合に備える制度です。

そのため利用目的も、自分の判断能力が低下したときに備えて、当事者ご本人で後見人や後見の内容を決めたいといった将来への不安を解消するために利用される方が多いです。

任意後見制度では裁判所の手続を経ることなく、公証役場で任意後見契約書を作成するため、サポートの内容に関して一定程度ご自身で自由に決定できます。

「財産管理を自分の代わりにやってもらう」、「医療・入院・介護等のサービス契約を代わりにやってもらう」

などご自身で内容を決めることができるので、ご自身の希望に沿った形としやすいことが魅力です。

さらに万全に備えておきたいという方には、任意後見契約の締結に加えて、ホームロイヤー契約の締結、遺言書作成といった形で弁護士がお手伝いすることもできます。

任意後見契約の締結により自身の意思能力が低下したときの後見人を決めておくだけではなく、ホームロイヤー契約により日常生活の困りごとを弁護士に相談できます。加えて、遺言書を準備することで亡くなった後のサポートをさせていただくこともできます。

お困りごとがございましたらお気軽にご相談ください。初回の面談相談は1時間無料で対応いたします。

相続を中心とした内容のHPを随時UPしております。

HPから相談のお申込みもできますので、ぜひアクセスしてみてください。

司法書士



同治書士

古い抵当権(休眠担保権)の抹消登記

「何十年も前の抵当権(担保権)が付いているけど、どうすれば良いか分からぬ」というご相談をいただくことがあります。明治時代や大正時代に登記されたもので、このような抵当権は「休眠担保権」と呼ばれます。

休眠担保が残っている場合のデメリットとして、下記の二つが挙げられます。

- ①売却が難しい…一般的に、担保が付いたまま不動産を買う人はほとんどいません。
 - ②融資を受けるのが難しい…融資をする金融機関等は、よく分からぬ権利がついている不動産を非常に嫌います。

休眠担保を抹消するには

抵当権を抹消するには、原則として、登記されている抵当権者の相続人に対し、担保抹消登記への協力をお願いすることになります。しかし、相続人が行方知れずである場合、抵当権をいつまでも抹消できない事態になってしまいます。そこで、借入金額を供託することにより、不動産の所有者のみの単独で抹消の登記をすることが可能となる等、特例方法がいくつか用意されています。いざ、土地を売却しようと思ったときに、思わず足かせになるのが、この休眠担保です。手続きによっては半年以上かかることがありますので、早めのご相談・抹消手続きを強くおすすめします。

行政書士



行政處士
山崎千絃

新しい在留資格「特定技能」について

2019年4月に施行された改正出入国管理・難民認定法では、新しい在留資格として「特定技能1号・2号」が創設されました。

これまでの外国人の就労は、「高度外国人材」と呼ばれるホワイトカラー職以外は、農業・建設業等での「技能実習」、留学生等の短時間アルバイトに限られていました。

しかし、「特定技能1号」の在留資格が創設されたことで、下記14業種についてホワイトカラー以外の就労が可能となりました。

「特定技能1号」で就労するには、3年間の「技能実習」を修了しているか、各業種の技能試験と日本語試験に合格している必要があります。雇用する企業側には、「1号技能外国人支援計画」策定・実施の義務化等、職業上だけでなく、日常生活における支援も求められています。なお、計画の実施は、登録支援機関に委託することも可能です。

外国人の雇い入れや、在留資格の変更・更新等でお悩みの場合は行政書士までご相談ください。

1	建 設	5	宿 近	9	外 食	13	介 看
2	造船・航用工業	6	農 業	10	素形材産業	14	ビルクリーニング
3	自動車整備	7	漁 業	11	産業機械製造業		
4	航 空	8	飲食料品製造業	12	電気・電子情報関連産業		

名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号

ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-52

FAX: 032-971-7876

無料法律相談専用回線

TEL.052-212-5275

受付時間：午前9時30分～午後5時30分

●事務所業務のご案内●

令和3年1月4日(月)より

ルネサンスをご覧の皆さん、明けましておめでとうございます。

今号では、今後の愛知総合法律事務所の歩みについて特集しました。主に支所展開についての紹介となりましたが、まだ紹介できない構想も色々とある様子です。

ロロナ禍のなかで何かと不自由な日々が続いているますが、負けずに今年も前進していくたいと思します。

新しい年が皆さまにとって幸多き一年となりますよう心からお祈りいたします。

中

編集後記

after word